

# 静岡県警察における総合的な速度管理の内容(1)

安全で快適な交通社会を実現するため、総合的な速度管理に当たっては、県内の道路、地域等の特性を踏まえて次のように分類し、各分類に応じた諸対策を講じ、交通事故の防止及び被害軽減を図ります。

## 一般道路

### 生活道路

### 市街地

### 幹線道路

#### 特徴

- 主に地域住民が日常生活のために利用する道路で、歩道がない狭路が多く、歩行者、自転車及び自動車が混在している。
- こどもや高齢者の通行が多い。
- 通勤時間帯に幹線道路の渋滞を避け、抜け道として利用する車両が多く、交通量が増加し事故が多発している。
- 住宅地等の見通しの悪い交差点では、一時停止無視や安全不確認による出会い頭事故が多発している。

- 住宅、商業施設、公共施設などが集中している道路が多く、片側一車線程度の主要道路と狭路が入り組んでいる。
- 歩行者、自転車及び自動車の利用が多い。
- 通勤・通学時間帯における交通量増加に伴う重大事故が発生している。
- 歩行者が道路横断中に被害に遭う重大事故が多発しており、特に、夕暮れ時から夜間に増加する傾向にある。

- 都市間及び市内の主要地点をつなぐ交通の中心となる道路で、中央分離帯等が設置された複数車線の幅員が広い道路が多い。
- 国道1号等の主要道路は、交通量が非常に多く、追突事故、交差点における出会い頭事故及び右折時の事故の割合が高い。
- 走行速度が比較的高いため、重大事故につながる傾向にある。

#### 重点

- 通学路や生活道路の安全の確保
- 抜け道車両に対する速度抑制
- 速度規制の遵守による交通事故の抑止及び被害軽減



- 歩行者と自転車の安全な通行の確保
- 速度規制の遵守による交通事故の抑止及び被害軽減



- 事故多発地点・路線対策の推進
- 速度規制の遵守による交通事故の抑止及び被害軽減



#### 主な施策

- 地域の交通実態に即した幅広い年齢層に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進
- 通学路における横断歩行者妨害等の取締りを強化するとともに、可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度超過取締りの推進
- 最高速度30km/hの区域規制の実施と物理的デバイスとの適切な組合せによる「ゾーン30プラス」の整備推進
- 歩行者・自転車利用者の安全な通行の確保に資する通行禁止等の交通規制の実施

- 歩行者及び自転車利用者に対する交通ルールの遵守に資する広報啓発活動の推進
- 自動車等の運転者に対する横断歩道手前での減速義務及び横断歩道における歩行者保護意識の醸成に向けた広報啓発活動の推進
- 交通事故データの緻密な分析を踏まえたPDCAサイクルに基づく交通指導取締りの推進
- 夕暮れ時から夜間にかけての交差点監視及びレッド・パトロールの推進

- 関係機関・団体と連携し、車間距離の確保及び交差点における安全確認の重要性を周知する広報啓発活動の推進
- 著しい速度違反のほか、妨害運転（あおり運転）等の交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進
- 交通事故多発地点や路線におけるパトカー及び白バイによる駐留警戒の推進
- 実勢速度と規制速度が乖離した路線における速度規制の見直し

#### 主な路線、地域等

ゾーン30プラス

※ 用語の意味は、別添の資料をご覧ください。



※ 別添の資料から、各警察署の「速度取締り指針」をご覧ください。  
各警察署の「速度取締り指針」については、警察署協議会を通じ、地域住民の方々の意見を踏まえて定期的に更新しています。

